○農林水産省令第六十一号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和五十一年政令第百三十二号）第六条の規定に基づき、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月一日　農林水産大臣　野村　哲郎

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和五十一年農林省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（漁業の整備を行うことが必要である業種）	（漁業の整備を行うことが必要である業種）
第六条　令第六条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。	**第六条**　令第六条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　中型いか釣り漁業（総トン数三十トン以上二百トン未満の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいい、次号に掲げるものを除く。）	八　中型いか釣り漁業（総トン数三十トン以上百三十九トン未満の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）のうち、北緯二十度の線以北、東経百六十九度の線以西の太平洋の海域を操業区域とするもの
九～十一　（略）	九～十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第八十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月一日　経済産業大臣　西村　康稔

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令（平成四年通商産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。	**第一条**　輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　四―アニリノピペリジン及びその塩類	［新設］
四～十三　［略］	三～十二　［略］
十四　一・一―ジメチルエチル＝四―アニリノピペリジン―一―カルボキシラート及びその塩類	［新設］
十五～十七　［略］	十三～十五　［略］
十八　N―フェニル―N―（ピペリジン―四―イル）プロパンアミド及びその塩類	［新設］
十九～二十五　［略］	十六～二十二　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和四年十一月十五日から施行する。

規　則

○公害等調整委員会規則第一号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月一日　公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（代理人の承認）	（代理人の承認）
第十八条の二　法第三十八条第一項の規定により事件関係人が弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人でない者を代理人とすることについて承認を求めようとするときは、その者の氏名又は名称、住所又は居所、年令、職業及び事件関係人との関係を記載し、かつ、代理人として適当であるか否かを知るに足る事項を記載した文書を裁定委員会に提出しなければならない。	**第十八条の二**　法第三十八条第一項の規定により事件関係人が弁護士又は弁護士法人でない者を代理人とすることについて承認を求めようとするときは、その者の氏名又は名称、住所又は居所、年令、職業及び事件関係人との関係を記載し、かつ、代理人として適当であるか否かを知るに足る事項を記載した文書を裁定委員会に提出しなければならない。

附　則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。